

鶴見国際交流ラウンジ運営事業実施要綱

制定 平成 21 年 4 月 21 日 鶴地振第 125 号

最近改正 令和 8 年 4 月 1 日 鶴地振第 120 号

(目的)

第 1 条 この事業は、横浜市国際交流ラウンジの設置及び運営に関する要綱（令和 8 年 4 月 1 日制定）に基づき、外国人住民等と日本人が安心して共に暮らせる共生社会を目指し、多言語での情報発信や相談対応、市民の多文化共生意識の醸成や人材育成、外国人住民等が地域社会に参画できる環境づくりなど、外国人住民等と地域社会をつなぐ拠点としての役割を果たすことを目的として実施する。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は鶴見区役所とする。

(事業)

第 3 条 鶴見国際交流ラウンジ（以下「ラウンジ」という。）は、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 相談
- (2) 情報収集・情報発信
- (3) 多文化共生理解促進・人材育成・ネットワーク構築
- (4) 外国人住民等に対する生活ルール啓発
- (5) 自治会町内会や学校、市民団体等との連携
- (6) 日本語学習支援者・団体支援
- (7) 日本語学習者支援
- (8) 外国につながる子どもへの支援
- (9) 横浜市民通訳ボランティアの登録・派遣
- (10) その他

(対象者)

第 4 条 事業の対象者は、鶴見区内に在住、在勤、在学又は滞在する外国人市民及び外国人市民への支援活動や交流活動を行う日本人とする。

(業務の委託)

第 5 条 ラウンジの業務は、鶴見区長が選定した団体に委託する。

(実施場所)

第 6 条 事業は原則としてラウンジ（横浜市鶴見区鶴見中央一丁目 3 1 番 2 号）で行う。事業の実施に必要な場合は、ラウンジ外で行うことができる。

2 第 3 条各号に掲げる事業を行うため、ラウンジに次の各号に掲げる施設を置く。

- (1) 情報・相談コーナー
- (2) 研修室 1
- (3) 研修室 2
- (4) 研修室 3

(開館時間)

第 7 条 ラウンジの開館時間は、平日及び土曜日の午前 9 時から午後 9 時まで並びに日曜日及祝日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 月 1 回の施設点検日、12 月 29 日から 1 月 3 日まで及びその他休館が必要と区長が判断した日は、休館とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ラウンジの事業に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成22年4月21日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年9月18日から施行する。

附 則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。